

## 特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び村上地域振興局において縦覧に供する。

平成27年3月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成27年2月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブ愛ランドあさひ
- 3 代表者の氏名  
須貝 誠一
- 4 主たる事務所の所在地  
村上市岩沢5681番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く地域住民に対して年齢・性別・目的等に応じて「いつでも、どこでも、だれとでも、気軽に」楽しめるスポーツ活動及び文化活動の振興を図り地域の交流と仲間づくりに関する事業を展開し、地域コミュニティの活性化、健康で明るいひとづくり及び元気なまちづくりに寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 学術、文化、芸術、スポーツの振興を図る活動
  - (2) 子どもの健全育成を図る活動
  - (3) まちづくりの推進を図る活動
  - (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (5) 社会教育の推進を図る活動